

重要事項説明書

介護老人保健施設 清和香櫨園

(令和7年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 清和会
代表者名	理事長 笹生 幹夫
所在地・連絡先	住 所：662-0964
	兵庫県西宮市弓場町5番37号
	電 話：0798-22-3535
	F A X：0798-22-3400

2 事業所

施設名	介護老人保健施設 清和香櫨園
所在地・連絡先	住 所：662-0964
	兵庫県西宮市弓場町1番15号
	電 話：0798-34-0001
	F A X：0798-34-0601
管理者名	施設管理者 西 川 公 子
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (2850980083)
開設年月日	平成17年8月1日

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(2) 運営方針

- ① 地域医療機関相互の連携を図り、地域医療福祉サービスの充実に努め、高齢者への総合的な介護サービスの提供を行います。
- ② 急性期・慢性期治療後の早期在宅復帰を目指します。
- ③ 病状安定期にあって、在宅ケアで対応出来ない高齢者のためのリハビリを中心とした訓練を実施し、直接的ケアと日常生活サービスの提供をいたします。
- ④ 地域住民と密着した活動を目指します。
- ⑤ 施設整備、職員の教育充実に努めます。
- ⑥ 利用者の療養生活の質の向上及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4 入所定員

100名（一般療養棟：100名）

※短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より、実入所者数を差し引いた数とします。

5 職員体制

従業者の職種	人数	日勤	夜勤	職 務 の 内 容
医 師	1	1		入所者の医学的管理を行います。
薬剤師	1	1		医師の指示の下、薬の調剤を行います。
看護職員	9	10～16	5～6	入所者の日常生活の世話や医療的ケアを行います。
介護職員	25			入所者の日常生活の世話を行います。
理学療法士・作業療法士	8	8		入所者の機能訓練、日常動作訓練を行います。
管理栄養士	2	2		入所者の栄養管理を行います。
支援相談員	3	3		入退所の管理、関係機関との連絡調整等、相談援助を行います。
介護支援専門員	2	2		入所者の施設サービス計画を立案します。

6 療養室及び料金

2階 一般棟			3階 一般棟		
部屋	個数	料金	部屋	個数	料金
個室	3	4400円			
3人部屋	1		2人部屋	1	2200円
4人部屋	11		4人部屋	12	

7 サービス内容

種 類	内 容
食 事	朝食 8：00 ～ 8：30 昼食 12：00 ～ 13：00 夕食 18：00 ～ 19：00 食事は原則として上記の時間帯に食堂でおとりいただきますが、ご希望や状態に応じて相談させていただきます。 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 但し、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、協力病院又は適切な機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士が入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入 浴	週に2回の入浴日があります。 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
衣類の着脱・整容	生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 適切な整容が行われるよう援助します。 週に1回リネン交換を行います。
口腔ケア	毎食後に口腔内のケアを行い、口腔内残渣物の確認、洗浄等を行います。
相談援助	入所者とその家族からの相談に応じます。退所時の支援も行います。
施設サービス計画	入所者の希望、状態に合わせて、居宅サービス計画に沿ってケア計画を立案します。
栄養管理	管理栄養士が栄養ケア・マネジメント等で栄養状態の管理を行います。
レクリエーション	月に1回の誕生会、日毎に計画された生活リハビリ、集団訓練を兼ねたレクリエーションを行います。
理美容サービス	理髪サービスを利用いただけます。

8 利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。
以下は1日あたりの自己負担分です。

(介護予防短期入所療養介護)

【基本型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要支援1	655円	619円	1310円	1237円	1964円	1855円
要支援2	827円	776円	1654円	1551円	2480円	2326円

【在宅強化型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要支援1	718円	675円	1436円	1350円	2153円	2025円
要支援2	891円	831円	1782円	1662円	2673円	2493円

(短期入所療養介護)

【基本型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要介護1	887円	805円	1773円	1609円	2660円	2413円
要介護2	940円	856円	1880円	1711円	2820円	2567円
要介護3	1009円	923円	2017円	1846円	3025円	2769円
要介護4	1065円	981円	2130円	1961円	3195円	2942円
要介護5	1124円	1037円	2247円	2074円	3371円	3111円

【在宅強化型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要介護1	964円	875円	1927円	1750円	2890円	2624円
要介護2	1046円	954円	2091円	1908円	3137円	2862円
要介護3	1115円	1024円	2230円	2047円	3345円	3070円
要介護4	1177円	1087円	2354円	2173円	3531円	3259円
要介護5	1240円	1147円	2480円	2294円	3720円	3441円

加算料金（1日）

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
送 迎	197円	393円	590円	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合（片道）。
サービス提供体制（Ⅰ）	24円	47円	71円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、上記基本料金に加算されます。
サービス提供体制（Ⅱ）	20円	39円	58円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置しているため、上記基本料金に加算されます。
夜勤職員配置	26円	52円	77円	夜勤職員を2名以上配置しているため、上記基本料金に加算されます。
若年性認知症	129円	257円	385円	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めて対応した場合に、上記基本料金に加算されます。
個別リハビリ	257円	513円	769円	リハビリテーションを行った場合に上記基本料金に加算されます。
在宅復帰支援機能（Ⅰ）	55円/回	109円/回	164円/回	在宅復帰の取り組みに対する一定基準を満たした場合に上記基本料金に加算されます。
生産性向上推進体制（Ⅰ）	107円/月	214円/月	321円/月	介護サービスの質の向上及び、職員の負担軽減に資する方策を検討し、成果が確認されており、また見守り機器などのテクノロジーを導入している場合、上記基本料金に加算されます。
生産性向上推進体制（Ⅱ）	11円/月	22円/月	32円/月	介護サービスの質の向上及び、職員の負担軽減に資する方策を検討しているとともに、見守り機器などのテクノロジーを導入している場合、上記基本料金に加算されます。
療養食	9円/回	17円/回	26円/回	療養食を提供した場合に上記基本料金に加算されます。
認知症行動・心理 症状緊急対応	214円	428円	641円	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急に利用対応を行った場合に上記基本料金に加算されます。
緊急短期入所 (介護予防除く)	97円	193円	289円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合に上記基本料金に加算されます。
重度療養管理	129円	257円	385円	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合、上記基本料金に加算されます。
介護職員処遇改善加算			所定単位数の7.5%を加算	

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※所定単位数の7.5%が処遇改善加算として加算されます。

※料金には地域加算を含みます。

(2) その他の利用料金

食 費

朝 食	300円	摂取分のみ請求となります。 食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。但しおやつ代は実費。
昼 食	800円	
夕 食	800円	
おやつ	100円	

居住費（1日当たり）

従来型個室	1728円	居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。
多床室	437円	

※ 食費及び居住費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、資料1をご覧ください。

介護保険給付外費用

サービス種別	金額	内 容
特別な室料 （1日）	4400円	個 室
	2200円	2人部屋
日常生活品費 （1日）	120円	シャンプー、リンス、ボディーソープ、石鹸等の費用であり、施設が用意するものをご利用の場合にお支払いいただきます。
教養娯楽費 （1回）	100円	習字、ぬり絵、折り紙、お花等の材料や風船等遊具の費用であり、クラブ活動等の参加を希望され、施設で用意するものをご利用した場合にいただきます。
理美容代	実 費	理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
健康管理費	実 費	予防接種に係る費用で、インフルエンザ予防接種等をされた場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	診断書等の文書の発行に係る費用が生じた場合にお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

退所当日に、前月または当月料金の合計額の請求書を利用者又はその家族等に発行します。当該合計額を退所当日に現金でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

9 協力医療機関

医療機関	診 療 科							
笹生病院	外科	内科	脳神経外科	整形外科	形成外科	循環器内科	心臓外科	泌尿器科
	消化器内科	消化器外科	呼吸器内科	呼吸器外科	肛門外科	放射線科	リハビリ科	麻酔科
	住 所				西宮市弓場町5番37号			
	電 話				0798-22-3535			

当施設では、上記の病院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

緊急の場合には、同意書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10 要望及び苦情等の相談

相談窓口	詳 細 内 容
介護老人保健施設 清和香櫨園 支援相談員	電話 0798-34-0001 平日 時間 9：00 ～ 17：00 土曜日 時間 9：00 ～ 12：30 要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。
介護老人保健施設 清和香櫨園 声の箱	施設管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の箱」に投函して申し出ることができます。
西宮市 法人指導課	電話 0798-35-3423 時間 9：00～17：00
兵庫県国民健康保健団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話 078-332-5617 時間 9：00～17：00

苦情解決責任者	対 応 内 容
介護老人保健施設 清和香櫨園 施設管理者	施設に対する苦情について、関係者への事情聴取、関係者との協議をもって、解決および返答を行います。

11 当施設の利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00 ～ 20:00(変更することがあります) 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
食 事	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
療養室・設備・器具の利用	車椅子や歩行器は貸し出しを行います。(持参されてもかまいません) 施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は禁止します。
火気取り扱い	ライター、マッチ等の持ち込みは禁止します。
所持金品の管理	所持金品は、家族又は自己の責任で管理して下さい。施設内での盗難、紛失が生じて、その責任を負うことはできません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の療養室に立ち入らないで下さい。
動物飼育	施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
そ の 他	外出・外泊中の医療機関への受診は、治療内容によって保険証が使用できないため、受診前に当施設に連絡をして下さい。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応を行います。
防災(消防)訓練	年に2回行います。
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓

13 第三書評価の受診

- ・評価受診日：平成28年4月27日・5月11日
- ・評価確定日：平成28年7月1日
- ・評価機関：株式会社H. R. コーポレーション
- ・評価結果：開示有

14 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。